

### (3) 意匠権

意匠権は意匠法により権利が保護される。保護の対象は、物品の形状、模様、色彩もしくはこれらの結合、建築物の形状等または画像であって、視覚を通じて美感を起こさせるものである。特許権と同様に権利を他人に移転できる。権利取得までの主な流れは、出願→方式審査→実体審査→設定登録である。意匠権の存続期間は2020(令和2)年4月1日以降の出願については出願日から25年である。同年3月31日以前の出願については設定登録日から20年、2007(平成19)年3月31日以前の出願については設定登録日から15年である。

特徴としては、出願公開がなく、設定登録日から最大3年間、第三者に対して公開を秘密にできるという秘密意匠制度がある。この制度の趣旨は第三者による模倣防止である。

### (4) 商標権

商標権は商標法により権利が保護される。商標とは、文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、さらに、音、ホログラム（文字などが見る角度によって変化して見える）、動き（文字などが時間の経過によってもなって変化）、位置（文字などの商標を商品に付す位置）を保護対象とし、事業者が「商品」または「<sup>えきむ</sup>役務」について使用するものをいう。特許権と同様に権利を他人に移転できる。権利取得までの主な流れは、出願→方式審査→出願公開→実体審査→設定登録である。

特徴としては、特許権と同様、商標権は出願公開されるが、その時期は出願してから1～2か月後である。また、商標権の存続期間は商標権の設定登録日から10年であるが、商標権は技術の保護と公開が目的ではなく、権利者の営業活動によって蓄積された信用を保護することを目的としていることから、10年ごとに更新手続きを繰り返すことで、半永久的に権利を維持できる。

### (5) その他

回路配置利用権（半導体集積回路の回線配置に関する法律。所管は経済産業省）は、同法第三十条に基づきソフトウェア情報センターが登録業務を行っている。取得した権利は他人に移転できる。出願公開がなく、設定登録公示のみである。権利の存続期間は設定登録日から10年である。

育成者権（種苗法）は農林水産省が所管する。取得した権利は他人に移転できる。権利取得までの主な流れは、出願→方式審査→出願公開→実体審査→登録となる。権利の存続期間は登録日から25年（永年性植物は30年）である。

営業秘密とは、不正競争防止法第二条第6項に「秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないものをいう。」と定義している。すなわち、営業秘密は、この定義にある三要素（秘密管理性、有用性、非公知性）をすべて満たすことで、不正競争防止法（経済産業省所管）